

石綿による健康被害の救済に関する法律に係る救済給付認定情報及び
特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律に係る
給付金等認定情報の提供に係る保有個人情報の取扱に関する覚書

環境省環境保健部環境保健企画管理課(以下「企画管理課」という。)、独立行政法人環境再生保全機構石綿健康被害救済部(以下「救済部」という。)及び厚生労働省労働基準局労災管理課(以下「労災管理課」という。)は、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。)第3条並びに特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(令和3年法律第74号。以下「建設アスベスト給付金法」という。)第5条第1項及び第11条第1項に定める業務が円滑かつ能率的に行われるようにするため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第69条第2項第3号の規定に基づき、企画管理課、救済部及び労災管理課の保有個人情報を相互に提供するに当たり、以下のとおり覚書を取り交わすものとする。

1 保有個人情報の提供に係る基本事項

(1) 救済部が労災管理課に提供する保有個人情報は次のとおりとする。

石綿救済法第3条に定める給付の受給に係る認定・不認定を行った者(以下「被認定者等」という。)の情報

(2) 労災管理課が救済部に提供する保有個人情報は次のとおりとする。

建設アスベスト給付金法第5条第1項に定める給付金の支給を受ける権利の認定・不認定及び同法第11条第1項に定める追加給付金の支給を受ける権利の認定・不認定を行った特定石綿被害建設業務労働者等(以下「被認定労働者等」という。)の情報

(3) 提供する保有個人情報の内容は、対象となる被認定者等、被認定労働者等に係る次の事項とする。

- ① 氏名(フリガナを含む)
- ② 生年月日
- ③ 認定・不認定の結果
- ④ 認定・不認定の年月日
- ⑤ 認定石綿関連疾病名
- ⑥ 申請・請求石綿関連疾病名

2 保有個人情報の提供方法及び形式等

(1) 提供方法

救済部から労災管理課へ被認定者等の保有個人情報、労災管理課から救済部へ被認定労働者等の保有個人情報を提供する。

(2) 提供する保有個人情報の形式及び提供に使用する媒体

提供する保有個人情報は Excel 形式の電子データとし、記録媒体(CD-R)に保存して行うもの

とする。

3 保有個人情報の提供時期等

(1) 提供時期

月次更新された保有個人情報を、毎月1回提供するものとする。なお、その日時については、救済部と労災管理課が協議して定めるものとする。

(2) 提供場所

提供場所は、救済部とする。

(3) 接受の方法

保有個人情報の接受に当たっては、石綿救済法認定等情報接受簿(別紙1)及び建設アスベスト給付金認定等情報接受簿(別紙2)に所定の記録をするものとし、石綿救済法認定等情報接受簿の保管は救済部、建設アスベスト給付金認定等情報接受簿の保管は労災管理課が行うものとする。

4 詳細な保有個人情報の提供依頼等

上記2、3により提供された保有個人情報に加えて、別表1に記載された保有個人情報が必要な場合にあつては、上記1(3)の保有個人情報を記載の上、別途情報の提供依頼を行うものとする。ただし、労災管理課から救済部へ別表1の4に係る保有個人情報の提供依頼を行う場合には、労災管理課は救済部へ上記1(3)の保有個人情報とともに提供依頼を行い、救済部は企画管理課へ企画管理課が別表1の4に係る保有個人情報を提供するために必要な情報を伝達し、企画管理課は救済部へ別表1の4に係る保有個人情報を提供し、救済部は労災管理課へ同情報を提供するものとする。また、詳細な保有個人情報の提供は、別表1に記載された方法で行うものとする。

5 提供された保有個人情報の管理等

(1) 目的外使用の禁止

企画管理課、救済部及び労災管理課は、本覚書により提供された保有個人情報を石綿救済法第3条並びに建設アスベスト給付金法第5条第1項及び第11条第1項に定める業務以外の目的で使用してはならない。

(2) 第三者提供等の禁止

企画管理課、救済部及び労災管理課は、本覚書により提供された保有個人情報を提供元の承諾なしに、第三者に提供、譲渡、又は転貸してはならない。

(3) 業務の委託に関する制限

企画管理課、救済部及び労災管理課は、本覚書に規定する業務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に委託するときには、本覚書により提供された保有個人情報の提供元の承諾を得るものとする。

(4) 提供された保有個人情報の複写

企画管理課、救済部及び労災管理課は、提供された保有個人情報が記録された資料等を、作業の必要上、複写した場合には漏えいが行われないよう措置を講じるものとする。

(5) 提供された保有個人情報の管理等

企画管理課、救済部及び労災管理課は、提供を受けた保有個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるとともに、耐火金庫等の使用、施錠等管理には万全を期するものとする。

(6) 提供された保有個人情報の破棄方法

企画管理課、救済部及び労災管理課は、提供を受けた保有個人情報が記録された資料等を保有する必要がなくなった場合には速やかに、保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法で破棄しなければならない。

(7) 違反に係る報告等

企画管理課、救済部及び労災管理課は、本覚書に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに本覚書により提供された保有個人情報の提供元に報告し、その指示に従うものとする。

(8) 違反に係る提供の停止

本覚書に違反する事態が生じた場合には、企画管理課、救済部及び労災管理課の3者とも保有個人情報の提供の停止をすることができる。

(9) 必要事項に関する協議

上記 1 から5(8)までに定めるもののほか必要な事項については、その都度企画管理課、救済部及び労災管理課が協議して定めるものとする。

本覚書を取り交わした証として、本書を3通作成し、各1通を保有する。

令和4年5月 24 日

環境省大臣官房環境保健部

環境保健企画管理課長 川上 毅

独立行政法人環境再生保全機構

石綿健康被害救済部長 秋保 裕幸

厚生労働省労働基準局

労災管理課長 平嶋 壮州

別表1

	保有個人情報	提供方法
1	申請書	PDF 形式の電子データを保存した記録媒体(CD-R)又は紙媒体で提供する。
2	添付資料	
3	認定にあたり収集した資料一式	
4	医学的判定に係る書類(審査分科会及び判定小委員会の議事録)	